

疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十一条第二十八項</u>に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項</u>に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第五項</u>に規定する商品投資販売業者（次条において「<u>商品投資販売業者</u>」という。）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）<u>第二条第八項</u>に規定する小口債権販売業者（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「<u>小口債権販売業者</u>」という。）、不動産特</p> | <p>（金融機関等の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十一条第二十五項</u>に規定する証券金融会社（次条において「証券金融会社」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第二項</u>に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」という。）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）<u>第二条第五項</u>に規定する商品投資販売業者（次条において「<u>商品投資販売業者</u>」という。）、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）<u>第二条第八項</u>に規定する小口債権販売業者（同法第六十四条の規定により小口債権販売業者とみなされる特定債権等譲受業者を含む。次条において「<u>小口債権販売業者</u>」という。）、不動産特</p> |

定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）
、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）
、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）
及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）
第二十二条の三第一項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）
、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）
、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）
、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第十一項に規定する金融先物取引業者（次条において「金融先物取引業者」という。）
及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）
第二十二条の三第一項に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。)(の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等(金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。)(当該特定金融機関等が行う業務

二七 (略)

(削る)

八 抵当証券業者 抵当証券業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する抵当証券業

九 十五 (略)

十六 参加者 株券等の保管及び振替に関する法律第六条第一項に規定する預託に係る業務

十七 口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十八 本邦において両替業務を行う者 外為法第二十二条の三第一項の両替業務

(法第五十五条の規定による通知を行うべき業務の範囲)

第五条 法第五十五条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者(以下「金融機関等」という。)(の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等(金融機関等のうち次号から第十七号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。)(当該特定金融機関等が行う業務

二七 (略)

八 証券金融会社 証券取引法第一百五十六条の六第一項に掲げる業務及び同条第三項に基づく承認を受けた業務

九 抵当証券業者 抵当証券業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する抵当証券業

十 十六 (略)

(新設)

(新設)

十七 本邦において両替業務を行う者 外為法第二十二条の三第一項の両替業務

(法第五十五条の規定による通知を行うべき業務の範囲)

第五条 法第五十五条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業

務とする。

一・二 (略)

三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り並びに社債等の振替に関する法律第二十一条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務

四 (略)

務とする。

一・二 (略)

三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い並びに証券の保護預りに関する業務

四 (略)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（貯金企画課の所掌事務）</p> <p>第二百二条 貯金企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政事業のうち次に掲げる事業及び業務（以下「郵便貯金事業等」という。）に係る制度の企画及び立案に關すること（貯金経営計画課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる事業に附帶する業務、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに關する業務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り、社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い及び元利金の支払に關する業務</u>、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに關する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に關する法律（平成十年法律第七十八号）<u>第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に關する業務</u>、当せん金付証券法（昭和二</p> | <p>（貯金企画課の所掌事務）</p> <p>第二百二条 貯金企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政事業のうち次に掲げる事業及び業務（以下「郵便貯金事業等」という。）に係る制度の企画及び立案に關すること（貯金経営計画課の所掌に屬するものを除く。）。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる事業に附帶する業務、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに關する業務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に關する業務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに關する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に關する法律（平成十年法律第七十八号）<u>第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に關する業務</u>、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）<u>第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん</u></p> |

十三年法律第四百四十四号) 第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業(同法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務のうち同法第七十三条において準用する同法第二十三条第一項第四号及び第五号に掲げる運用の方法に関するものを除く。)

二丁六 (略)

金品の支払又は交付に関する業務並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号) 第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業(同法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務のうち同法第七十三条において準用する同法第二十三条第一項第四号及び第五号に掲げる運用の方法に関するものを除く。)

二丁六 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（貯金部の所掌事務）</p> <p>第五条 貯金部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政事業のうち次に掲げる事業及び業務の実施に関する事 こと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる事業に附帯する業務、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに関する業務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い及び元利金の支払に関する業務</u>、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）<u>第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務</u>、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）<u>第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品</u></p> | <p>（貯金部の所掌事務）</p> <p>第五条 貯金部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 郵政事業のうち次に掲げる事業及び業務の実施に関する事 こと。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる事業に附帯する業務、国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員共済組合連合会から委託された業務、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡しに関する業務、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払に関する業務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）<u>第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務</u>、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）<u>第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一条第一項の規定により国民年</u></p> |

の支払又は交付に関する業務並びに確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十一条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業（同法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務のうち同法第七十三条において準用する同法第二十三条第一項第四号及び第五号に掲げる運用の方法に関するものを除く。）

二（略）

（地方郵政局の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、現業事務の管理に関する事務のうち、郵便貯金原簿及び郵便振替口座の管理、郵便為替の計理、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡し、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り、社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い及び元利金の支払、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り、当せん金付証券法第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付並びに確定拠出年金法第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務に係

基金連合会から委託された業務及び同法第九十一条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業（同法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務のうち同法第七十三条において準用する同法第二十三条第一項第四号及び第五号に掲げる運用の方法に関するものを除く。）

二（略）

（地方郵政局の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第十六条（略）

2（略）

3 第一項の規定にかかわらず、現業事務の管理に関する事務のうち、郵便貯金原簿及び郵便振替口座の管理、郵便為替の計理、年金及び恩給の支払その他の国庫金の受入れ払渡し、国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券の募集の取扱い、証券の保護預り及び元利金の支払、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り、当せん金付証券法第六条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付並びに確定拠出年金法第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務に係るもの並びに簡易生命保険の契約の締結及び管理並びに郵政官署における原動機付自転車

るもの並びに簡易生命保険の締結及び管理並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律第二條第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に係るものに関する地方郵政局の管轄区域については、総務省令で別段の定めをすることができる。

等責任保険募集の取扱いに関する法律第二條第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に係るものに関する地方郵政局の管轄区域については、総務省令で別段の定めをすることができる。

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務） 第三十八条 法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 特定資産（法第一条第一項に規定する特定資産をいい、第三条第一号から第七号までに掲げるものを除く。）に係る投資に関する助言を行う業務</p> <p>二 その他内閣府令で定める業務</p> | <p>（法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務） 第三十八条 法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、特定資産（法第一条第一項に規定する特定資産をいい、第三条第一号から第七号までに掲げるものを除く。）に係る投資に関する助言を行う業務とする。</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(機構債券申込証) 第十条 (略)</p> <p>2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある機構債券の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該機構債券の振替を行うための口座(次条第二項において「振替口座」という。)を機構債券申込証に記載しなければならない。</p> <p>3 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨</p> <p>九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>(機構債券の引受け) 第十一条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、社債等振替法の規定の適用がある機構債券を引き受ける地方公共団体又は当該募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。</p> | <p>(機構債券申込証) 第十条 (略) (新設)</p> <p>2 機構債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 無記名式である旨</p> <p>(新設)</p> <p>九〇一 (略)</p> <p>(機構債券の引受け) 第十一条 (略) (新設)</p> |

(債券の発行)

第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき又は機構債券の応募若しくは引受けをしようとする者が、応募若しくは引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第三項第一号から第六号まで、第九号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 (略)

2 機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十条第三項第一号から第六号まで、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

四・五 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十七条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提

(債券の発行)

第十四条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券の応募又は引受けをしようとする者が、応募又は引受けに際し、機構債券につき社債等登録法に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十条第二項第一号から第六号まで、第八号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(機構債券原簿)

第十五条 (略)

2 機構債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 第十条第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項

四・五 (略)

(機構債券の発行の認可)

第十七条 機構は、法第五十条第一項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提

出しなければならぬ。

一 (略)

二 第十条第三項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

出しなければならぬ。

一 (略)

二 第十条第二項第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

三 五 (略)

2 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（顧客に準ずる者）</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。））、勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。））、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。））、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。））、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。））その他主務省令で定める契約に係るものを除く。</p> | <p>（顧客に準ずる者）</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項（法第七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、信託の受益者（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約及び同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。））、勤労者財産形成促進法第六条の二第一項に規定する勤労者財産形成給付金契約（以下「勤労者財産形成給付金契約」という。））、同法第六条の三第一項に規定する勤労者財産形成基金契約（以下「勤労者財産形成基金契約」という。））、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約、企業年金基金が同法第六十六条第一項の規定により締結する同法第六十五条第一項各号に掲げる契約及び同法第六十六条第二項に規定する信託の契約（以下「資産管理運用契約等」という。））、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（以下「資産管理契約」という。））その他主務省令で定める契約に係るものを除く。）とする。</p> |

）とする。

(金融等業務)

第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等(金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。)

特定金融機関等が行う業務

二七 (略)

八〇 十一 (略)

十三 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 貸金業の規制等に関する法律第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十四・十五 (略)

十六 法第二条第三十五号に掲げる金融機関等 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第六条第二項に規定する預託に係る業務

十七 法第二条第三十七号に掲げる金融機関等 社債等の振替に関する法律第四十五条第一項に規定する振替業

十八 法第二条第三十八号に掲げる金融機関等(以下「両替業者」

(金融等業務)

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 特定金融機関等(金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。)

特定金融機関等が行う業務

二七 (略)

八 法第二条第二十号に掲げる金融機関等(以下「証券金融会社」という。)

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五百十六条の六第一項に掲げる業務及び同条第三項に基づく承認を受けた業務

九 十三 (略)

十四 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等(以下「住宅金融会社」という。)

貸金業の規制等に関する法律第二条第一項本文に規定する貸付けの業務

十五・十六 (略)

十七 法第二条第三十五号に掲げる金融機関等(以下「参加者」という。)

株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第六条第二項に規定する預託に係る業務

(新設)

十八 法第二条第三十七号に掲げる金融機関等(以下「両替業者」

という。) 同号に規定する両替業務

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等(以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等」という。))又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受(以下「犯罪による収益の隠匿及び收受」という。))に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第二十六号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇九 (略)

十 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

一一〇 二十四 (略)

二五五 社債等の振替に関する法律第十二条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設

二六六 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定による社債等の振替を行うための口座の開設

という。) 同号に規定する両替業務

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号)第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等(以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等」という。))又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び收受(以下「犯罪による収益の隠匿及び收受」という。))に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第二十六号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇九 (略)

十 有価証券の貸借(証券取引法第五十六条の三第一項に規定する業務に係るものを除く。))又はその媒介若しくは代理を行うことを内容とする契約の締結

一一〇 二十四 (略)

二五五 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第十二条第一項の規定による短期社債等の振替を行うための口座の開設

(新設)

二十七～二十九 (略)

2・3 (略)

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第四条 法第三条第三項(法第七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

六～九 (略)

(郵便貯金等業務等)

第六条 法第七条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一・二 (略)

三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券(以下「国債等」という。)(の募集の取扱い、証券の保護預り並びに社債等の振替に関する法律第二十一条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱いに関する業務

四 (略)

2 法第七条に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(公衆

二十六～二十八 (略)

2・3 (略)

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第四条 法第三条第三項(法第七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第二条に規定する特殊法人等

六～九 (略)

(郵便貯金等業務等)

第六条 法第七条に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一・二 (略)

三 国債、地方債又は政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券(以下「国債等」という。)(の募集の取扱い並びに証券の保護預りに関する業務

四 (略)

2 法第七条に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引(公衆

等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は犯罪による収益の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇七 (略)

八 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律第九条

の二第一項の規定による国債等の振替を行うための口座の開設

九・十 (略)

3 (略)

等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は犯罪による収益の隠匿及び收受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。)とする。ただし、第一号から第七号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等との取引を除く。

一〇七 (略)

(新設)

八・九 (略)

3 (略)